

## 当座勘定規定の一部改正について

ハナ信用組合では、政府が策定した「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定等の各規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入し、平成23年3月1日以降、新規定により預金口座の開設時など各種取引のお申し込みの際にお客さまが反社会勢力に該当しないことを表明・確約していただくことといたしました。

このたび、警察庁および金融庁からの要請を受け、当座勘定規定の「暴力団排除条項」を一部改正し、平成23年11月1日より適用させていただくことといたします。これは、暴力団を中核とする反社会的勢力が暴力団の共生者を利用して不正に融資等を受けることにより資金獲得活動を行っているという実態に鑑み、これらに適切かつ有効に対処するための一部改正です。

なお、改正後の規定は改正前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

改正内容については、別紙の新旧対照表をご覧ください。

当組合では、今後も反社会的勢力との取引防止と関係遮断につとめてまいりますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 当座勘定規定新旧対照表

(平成23年11月1日改正)

現行	改正後
<p><b>第23条 (反社会的勢力との取引拒絶)</b> この当座勘定は、<u>第24条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合</u>に利用することができ、<u>第24条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</u></p> <p><b>第24条 (解約)</b></p> <p>① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、<u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団</u> <u>B. 暴力団員</u> <u>C. 暴力団準構成員</u> <u>D. 暴力団関係企業</u> <u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F. その他前各号に準ずる者</u></p> <p>3. 本人が、自らまたは第三者を利用して<u>次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>③ 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>	<p><b>第23条 (反社会的勢力との取引拒絶)</b> この当座勘定は、<u>第24条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</u></p> <p><b>第24条 (解約)</b></p> <p>① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、<u>当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>3. 本人が、自らまたは第三者を利用して<u>次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</u></p> <p>A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為</p> <p>③ 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>

〔専用約束手形口用〕は、第20条及び第21条を上記の内容に準じて改定する。